

「エフカクレジットカード Mastercard 会員規約」第 21 条変更のご案内

2023 年 7 月 1 日より「エフカクレジットカード Mastercard 会員規約」の 21 条を変更いたしますのでご案内いたします。

内容は以下のとおりです。

・「エフカクレジットカード Mastercard 会員規約」

現行規約（改定前）	変更後規約(改定日：2023 年 7 月 1 日)
第 21 条（ショッピングサービスの利用）	第 21 条（ショッピングサービスの利用）
<p>(1)会員は、当社および株式会社フジおよび本規約第 6 条第(1)項に定める加盟店で、カードを提示し、所定の売上票またはレシートにカード裏面の署名と同じ自己の署名を行うことにより、会員本人のみがショッピングサービスを受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社所定の方法により売上票への署名を省略し、または署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等へ入力することによりショッピングサービスを受けることができます。IC カード（IC チップを搭載したカード）の場合には、当社が指定する加盟店において、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとします。</p>	<p>(1)会員は、当社および株式会社フジおよび本規約第 6 条第(1)項に定める加盟店で、カードを提示し、所定の売上票またはレシートにカード裏面の署名と同じ自己の署名を行うことにより、会員本人のみがショッピングサービスを受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社所定の方法により売上票への署名を省略し、または署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等へ入力することによりショッピングサービスを受けることができます。IC カード（IC チップを搭載したカード）の場合には、当社が指定する加盟店において、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、<u>IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合には</u>、当社が指定する加盟店においては、<u>ご利用の金額に応じサインレス、会員自身が暗証番号を端末機へ入力、もしくは売上票への署名をするものとします。</u>ただし、<u>端末機の故障等の場合</u>または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとします。</p>